

令和4年度 沼津市新中間処理施設整備に伴う事業者選定支援業務委託 公募仕様書

1 業務委託名

令和4年度 沼津市新中間処理施設整備に伴う事業者選定支援業務委託

2 目的

沼津市（以下「本市」という。）では、新たな中間処理施設を整備すべく、令和4年3月に、「沼津市新中間処理施設整備基本設計（以下「基本設計」という。）」を策定した。新施設の整備にあたっては、財政支出を一定の範囲で平準化することが可能であり、実績を有する事業者も最多であるとともに、民間の創意工夫を取り入れながら経済性や効率性の向上が期待できることから、DBO方式（公設民営方式）により事業を進める計画としている。

本業務は、新中間処理施設の整備事業に係る基本設計及び生活環境影響評価等の結果を踏まえ、事業発注に必要な調査・検討、関係書類の作成から契約締結までの事業者の選定に係る手続きの総合的な支援を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 対象範囲

沼津市山ヶ下町地内他

5 業務スケジュール

本業務は、原則、以下のスケジュールにて業務を進めるものとする。なお、本業務と並行し、本市では「(仮称)事業者選定委員会」を設置し、当該委員会において、本業務で作成した資料に対する意見聴取や、事業者選定（評価）事務を行う予定である。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 民間事業者へのヒアリング | 令和5年2月予定 |
| (2) 実施方針・要求水準書（案）の公表 | 令和5年10月予定 |
| (3) 特定事業の選定・公表 | 令和6年2月予定 |
| (4) 入札公告 | 令和6年4月予定 |
| (5) 落札者決定 | 令和6年12月予定 |
| (6) 契約議決 | 令和7年3月予定 |
| (7) 新施設稼働開始 | 令和11年10月予定 |

6 業務の内容

(1) 基本設計の検証【令和4年度】

基本設計にて定めた施設整備に関する条件全般について、直近のごみ量及びごみ質、最新の法律及び規制等を踏まえ、検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行うこと。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく一括回収に関する検討を、別途実施予定であることから、計画ごみ質については、その結果を踏まえて見直すこと。

(2) 事業条件、事業者募集条件等の検討【令和4年度】

受託者は、DBO方式により事業を実施することを前提に、事業発注するために必要な以下の項目について検討を行うこと。

ア 事業スキーム、契約手法等の検討

本事業をDBO方式で実施するにあたっての事業スキーム、契約手法等の検討を行うこと。

イ 事業者募集・選定条件等の検討

本事業をDBO方式で実施するにあたっての審査方法、事業者選定スケジュール、事業者参加資格条件等の検討を行うこと。

ウ リスク分析及び官民役割分担の検討

本事業の遂行に関するリスクについて、リスク分析及び官民の役割分担の検討を行うこと。

(3) 事業概要（案）の作成【令和4年度】

受託者は、事業者から事業スキーム等に関する意見の聴取を行うとともに、建設工事要求水準書（案）及び運営管理業務要求水準書（案）に基づく見積設計（見積書を含む。以下同様。）を徴取するための事業概要を作成する。

(4) 建設工事要求水準書（案）の作成【令和4年度】

受託者は、事業者から見積設計の提出を受けるため、新中間処理施設の処理機能及び性能、工事の基本的な計画内容及び範囲等を盛り込んだ、施設整備に関する要件の取りまとめを行う。施設整備に関する要件の作成にあたっては、基本設計と最新技術動向を踏まえた設計施工仕様の充実を行うほか、事業スキーム、官民役割分担等に配慮した内容を織り込むとともに、本市が想定しているごみ処理体制の構築が可能となるよう検討すること。構成は以下のとおりとする。

なお、業務遂行にあたっては、委託者及び関係部局と十分な協議を行い、特定の事

業者に有利あるいは不利が生じないように留意すること。

ア 総則

施設建設計画の概要、建設工事に関する基本的な条件等を示すとともに、設計施工一括発注方式を前提とした特約事項、設計上考慮すべき性能保証事項、工事範囲、提出図書、保証期間等について記載する。

イ 全体計画

基本設計を踏まえた各種設計指針、設計条件、施工条件、公害防止条件等について記載する。

ウ 機械設備工事仕様及び電気設備工事仕様

主要機械設備ごとの概要及び設計上留意すべき事項を示すとともに、機器、装置等の主要なものについては、数量、容量、材料、形式、能力等を可能な範囲で示すものとする。

エ 土木・建築工事仕様

土木・建築工事に関する基本的な考え方や設計にあたって配慮すべき事項、施工に際して遵守すべき関係法令、準拠すべき指針等を示すものとする。

(5) 運営管理業務要求水準書（案）の作成【令和4年度】

本市の現状を踏まえ、新中間処理施設の運営管理業務で要求する条件についてとりまとめを行う。要求水準書（案）の構成、記載事項等については、リスク分担、官民役割分担等を踏まえたものとする。

なお、委託者及び関係部局と十分な協議を行うとともに、特定の事業者にも有利あるいは不利が生じないように留意すること。

(6) 見積関係書類の徴取、債務負担額等の算出【令和5年度】

見積設計、見積書等の見積り関係書類を徴取するとともに、得られた内容を精査し、不明瞭な部分がある場合は適宜ヒアリングを実施する。また、見積り関係書類をもとに、本事業の要求水準書の正案を作成するとともに、債務負担額の算出を行うこと。また、債務負担額の算出に際しては、交付金受入額、地方債借入額、一般財源等の財源計画書も併せて作成すること。

(7) 実施方針の作成及び公表【令和5年度】

実施方針で規定すべき項目についてとりまとめを行う。また、その際の質問及び意見書に対する回答案の作成等について支援すること。

(8) 特定事業の選定【令和5年度】

本事業の入札公告に先立ち、特定事業の選定及び公表を予定している。このため、受託者は、公表に必要な関係書類を作成するとともに、事業者等からの事業概要への意見等を踏まえた関係書類の再検討を行うこと。

(9) 事業者募集書類等の作成支援【令和5年度】

事業者を募集するにあたって必要な、入札説明書、様式集、要求水準書、契約書（案）等を作成すること。

ア 入札説明書

事業の概要、事業範囲、参加資格の条件、入札手続き等について、事業者が容易に理解することが可能な入札説明書を作成する。入札説明書を作成する際は、以下の①～⑤に関する事項についてとりまとめを行うこと。

- ① 事業の趣旨
- ② 事業概要・事業範囲
- ③ 事業者募集等のスケジュール
- ④ 参加資格及び入札に関する条件
- ⑤ 入札書類の審査に関する事項等

イ 様式集（案）

入札参加表明時、入札時（事業者提案提出時）等に提出すべき書類の様式を作成する。作成にあたっては、事業者間の公平性に十分留意するとともに、事業者の創意工夫が十分に発揮できるように配慮すること。また、審査において過大な負担が生じないように配慮すること。

ウ 落札者決定基準

最新の事例を踏まえ、本事業における落札者決定基準の作成を行う。また、「（仮称）事業者選定委員会」が落札者を決定する手順、評価項目等を記載した書類を作成すること。

エ 建設工事要求水準書、運営管理業務要求水準書

見積り関係書類をもとに、必要に応じて建設工事要求水準書（案）、運営管理業務要求水準書（案）の修正を行い、入札公告用の要求水準書を作成する。なお、要求水準書の正案を作成する際は、事業者と複数回対話を行うものとし、事業者の意向を十分に確認すること。

オ 契約書（案）

本事業の基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営管理業務委託契約書（案）を作成する。

カ その他

事業者を募集するにあたり、必要な書類を適宜作成すること。

(10) 入札説明会及び現地説明会の開催支援【令和6年度】

委託者が開催する入札公告後の入札に関する説明会及び現地説明会の支援を行うこと。

(11) 募集書類等に係る質問回答書の作成支援【令和6年度】

公表した実施方針、入札説明書等の募集書類に対して、事業者から寄せられた質問、意見等を取りまとめ、その内容について検討した上で、回答書の作成を行うとともに、必要に応じ、各種関係書類に反映させること。質問及び回答作成回数は、4回以上見込むものとする。

- ・見積関係書類依頼後
- ・実施方針の公表後
- ・募集書類公表後
- ・入札参加資格審査後（入札参加資格条件を満足する事業者を対象）

(12) 評価・事業者選定のための提案審査の支援【令和6年度】

ア 資格審査に関する支援

委託者が、入札説明書に規定する参加資格要件の確認を行うために必要な資料を作成すること。

イ 基礎審査に関する支援

委託者が、落札者決定基準に基づき、事業者提案内容が基本条件を満たしているか等に関する審査を行うために必要な資料を作成すること。

ウ 入札参加資格審査以降の対話に関する支援

事業者との対話を実施するにあたり、開催支援及び対話内容のとりまとめを行うこと。

エ 審査支援資料作成

提出された事業者提案の提案内容の部分について、落札者決定基準に基づき、「(仮称)事業者選定委員会」が審査を行う際の補助資料を作成すること。資料の作成にあたっては、可能な限り客観性に配慮し、比較表を作成する等により、審査行為を円滑に行うことが可能となるよう留意すること。

オ 審査結果のとりまとめ・審査講評の作成支援

「(仮称)事業者選定委員会」における審査結果をとりまとめ、落札者選定基準

に示した審査項目及び評価項目ごとに、事業者提案内容の評価結果を審査講評としてとりまとめること。

(13) (仮称) 事業者選定委員会の運営支援【令和5～6年度】

ア 必要な資料の作成

「(仮称) 事業者選定委員会」の運営に必要な資料の作成を行うこと。作成にあたっては、委員の作業負担が過大にならないように留意すること。なお、委員の選定は委託者が行うものとするが、委託者の求めに応じ、委員候補者を推薦すること。

イ 「(仮称) 事業者選定委員会」への出席及び資料説明等の支援

「(仮称) 事業者選定委員会」に出席し、必要に応じて資料の説明を行うとともに、「(仮称) 事業者選定委員会」開催後2週間以内に議事録を作成すること。

(14) 庁内検討会及び検討委員会の運営支援【令和4～5年度】

実施方針、要求水準書等の内容を検討する庁内検討会及びPFI等庁内推進会議の運営支援を行うこと。支援内容は、以下のとおりとする。

- ・ 庁内検討会及びPFI等庁内推進会議用資料の作成
- ・ 検討委員会参加及び資料説明（計6回程度）
- ・ 検討委員会議事録作成（要点議事録・文字起こし）

(15) 契約締結に係る支援【令和6年度】

委託者と落札者との間で協定及び契約を締結するにあたり、契約書（案）及び事業者提案内容に基づき、最終的に締結する契約内容について、DBO方式のメリットを最大化できるよう、確認、調整、交渉等を行い、契約締結に係る支援を行うこと。

(16) 情報提供に係る支援【令和4年度】

関係部局や建設予定地周辺自治会との協議等において、必要な情報を提供するとともに、資料の作成を行う、また、必要に応じて、協議の際に同席すること。

(17) 廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析及び資料作成支援【令和4～5年度】

本業務の内容を踏まえて、国の手引書に基づく費用対効果の分析、循環型社会形成推進交付金の申請に必要な資料の作成等を行うこと。

(18) 循環型社会形成推進地域計画変更のための必要資料作成【令和4～6年度】

現在環境省へ提出している地域計画は、令和2年度から令和6年度までの第2期地域計画である。本業務を実施することにより、地域計画記載内容の変更が想定されるため、必要に応じ、地域計画を変更とするための補助業務全般を行うこと。

また、令和7年度から令和11年度までの第3期地域計画について、ごみ処理量の現状分析や推計作業を含め、作成を行うこと。

(19) 特別高圧線の系統連携に関する協議支援【令和5年度】

本事業において、敷地内での新たな特別高圧による受電を予定していることから、令和4年7月上旬に、東京電力パワーグリッド株式会社に対し、接続検討申込書を提出したところである。接続検討回答書が得られ次第、特別高圧線への接続に関する本申込を行う予定であるため、特別高圧受電に係る条件設定を把握するとともに、見積関係書類の徴取に併せ、事業者に対して必要な情報をヒアリングすること。あわせて、電力会社への申請に必要な資料を作成すること。

また、今年度より、地方債同意等基準運用要綱が改正され、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合、ごみ焼却発電等熱利用施設の付属施設に対し、地方債の適用が困難となったため、地方債の適用が可能となるための方策について検討を行うこと。

(20) 清水町との建設費負担割合算出のための資料作成【令和5年度】

本市で建設を行う新中間処理施設であるが、施設完成後においても現在と同様に、清水町からの一般廃棄物を受け入れる予定であることから、建設費の一部については、清水町に負担を求める予定である。清水町の負担割合については、今後協議を進める予定であるため、協議のための基礎資料を作成すること。

(21) 現清掃プラント解体に関する検討【令和5年度】

本市では、令和11年度中に新中間処理施設の稼働を開始するとともに、その翌年度である令和12年度より、現清掃プラントの解体工事に着手する予定である。そのため、現清掃プラント解体に関する方針の検討を行うとともに、必要な業務の洗い出し、概算事業費の算出等を行うこと。

(22) 報告書の作成【令和6年度】

本事業の検討経過及び資料を整理し、報告書を作成すること。

7 資料提供

本業務の実施にあたり、必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、委託者が所有し、業務に必要とされる資料は貸与するものとする。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上で委託者に提出し、資料の必要が無くなった場合は直ちに返却するものとする。また、受託者は貸与された資料を委託者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。

8 成果物

本業務における成果物は、年度毎に、当該年度の成果について取りまとめた上で、提出すること。なお、提出図書の作成に当たる編集方法等については、委託者と協議の上、作成すること。

- (1) 令和4年度業務報告書 3部
- (2) 令和5年度業務報告書 3部
- (3) 業務報告書（最終） 3部
- (4) その他委託者が指示するもの 一式
- (5) 上記(1)～(4)に関する電子データ（CD又はDVD） 一式

※ファイル形式は、図面についてはJWW及びSXF形式、図面以外の文書等についてはWord及びExcel形式とする。ただし、委託者の了解を得た場合、この限りではない。

9 支払方法

本契約における支払いは、部分払い2回及び完了払いとし、それぞれの支払時期及び支払額は次のとおりとする。

- ・令和4年度 円
- ・令和5年度 円
- ・令和6年度 円

受託者は、令和4年度中に「6 業務の内容(1)～(5)、(16)」を完了させるとともに、令和5年度中に「6 業務の内容(6)～(9)、(14)、(17)、(19)～(21)」を完了させ、当該業務について、沼津市業務委託契約約款第30条及び第31条の規定に基づく手続きに準じ、部分払いを請求すること。

10 その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、管理技術者及び照査技術者は、次の資格、実績を有する技術者を配置すること。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができ

ない。

ア 管理技術者

管理技術者は、次の資格、実績を有する技術者を配置すること。

- ①技術士法に定める技術士（衛生工学（廃棄物・資源循環））の資格を有する者
- ②公表日の前日から起算して10年間（公表日の前日までに完了したものに限り、）に、地方公共団体等が発注するごみ焼却施設に係るDBO方式による施設整備・運営事業者の選定支援業務について、管理技術者として業務を担当した実績を有する者

イ 照査技術者

照査技術者は、次の資格を有する技術者を配置すること。

- ①技術士法に定める技術士（衛生工学（廃棄物・資源循環））の資格を有する者
- (2) 業務の遂行にあたり、法務的業務の支援には、必要に応じて弁護士による対応を行うこと。
- (3) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項についても、本業務遂行上必要な事項については、実施するものとする。
- (4) プロポーザルにより採用された受託者の技術提案内容については、原則、本業務の仕様書に反映するものとする。
- (5) 本仕様書に記載されていなくても、本業務遂行上必要となる事項の調査・検討等の作業については、委託者の指示に従うこと。
- (6) 受託者は、本契約の対象となる施設の整備等が特定事業として選定された場合、民間事業者として応募又は参画することは認めない。また、応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等になることも認めない。さらに、資本・人事面手においても民間事業者に関与することは認めない。
- (7) 受託者は、本業務の実施にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、環境関連法令、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」など関連する法令等を遵守し、業務内容に不備が無いようにすること。また、今後、新たに国や県より本業務に係る指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- (8) 受託者は、本業務遂行中に知り得た情報を委託者の許可なしに、第三者への漏洩や他の目的での利用を行ってはならない。なお、業務が完了し又は業務委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 本業務で作成した資料及び得られた成果品等に関する著作権は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。